

日本で採用すべきギャンブル依存症対策

I. 入場拒否、立ち入り禁止システムの導入

【①自己排除プログラムの導入】

カジノへの入場を自らの意志で禁止する制度を導入すべきである。具体的には、正常で精神的に余裕のある時に「自分はギャンブルにのめり込みやすい性格だから、カジノに入場できないようにしてほしい」とカジノ側に依頼する。申請があった場合、カジノ側では専門管理者（カウンセラー資格を持つ）が本人に聞き取り調査し、カジノ内部で所定の手続きを取った上で、カジノからの排除を決める。

シンガポールでは、約20万人以上^(注)がこの制度を活用して自己申告しているといわれる。また、カナダでの専門家の調査では、この制度の導入は依存症からの回復に一定の効果があったとされる。

【②家族排除プログラムの導入】

シンガポールなどでは、本人の申告だけでなく、家族からの申告によりカジノに入場させないこともできる。この家族申告による排除プログラム（Family Exclusion Program）を日本でも自己排除プログラムと同様に採用すべきである。

シンガポールでは約2千人^(注)の家族が利用しているとされる。

【③第三者による排除プログラムの導入】

上記プログラムに加え、第三者排除（法律による自動排除）プログラムの導入も必要である。すなわち、生活保護者や自己破産者などを自動的に排除の対象とし、カジノへの入場を禁止するものである。

また、シンガポールでは政府の権限によって、借入履歴の良くない者やカジノに頻繁に通っている者で金銭的な問題を抱えていると判断される者に、NCPG（後述）が該当者に対して入場排除や入場回数制限などを命じることが出来る。

（注）2016年9月30日 NCPG 発表資料では下記の通り

①自己排除プログラム適用者数：267,426人（シンガポール国民および永住者：20,866人、外国人246,560人）
②家族排除プログラム適用者数：2,284人 ③第三者排除プログラム適用者数：47,254人

II. のめりこみ防止システムの導入

【④入場料の徴収】

日本人のカジノ入場者に対して、一定の入場料を徴収し、のめり込まないように防止措置を取る。外国人に対してはパスポートによる本人確認をしたうえで入場料を免除するべきである。

シンガポールでは、自国民の入場料は1日100シンガポールドル（約7,500円）、年間では2,000シンガポールドル（約150,000円）を徴収し、制限している。これらのプログラムを導入することで、ギャンブル依存症に陥ることを水際で相当程度食い止めることができる。

日本においては、得意とする顔認証システムをはじめパスポートなどに付属しているICカードによる本人確認、またマイナンバー制とリンクしたプログラムにより、さらに確度の高い顧客排除が実現する可能性がある。未成年者の入場は当然、禁止。

（※1シンガポールドル＝約75円/2016年9月）

【⑤与信規制・賭け金上限額設定の実施】

シンガポールでは、プレミアム顧客を除くシンガポール居住者への信用貸しを禁止している。すなわち与信対象者は、デポジット口座の開設時の残高が10万シンガポールドルを超えるプレイヤーのみとなっている。

日本においては、初めてのIR来場者に対し、ICチップカードを使ったプレイヤーカードを作らせることで本人のゲーミング行為の記録を行い、カジノに一定以上の金額を費やした場合、自動的にゲームを中断する仕組みも可能である。それによって、プレイヤーがカジノに過度にのめり込むことを防止することができる。

III. 治療体制の整備

【⑥ギャンブル依存症対策を講じる機関の設置】

現代社会においては、ギャンブルに限らずパチンコやオンラインゲームなどさまざまな行動依存が存在する。今回のIR法案の議論を契機に、我が国においても依存症対策を審議し、対策を講じる機関・審議会等を設置すべきである。

シンガポールでは、IRが誘致される前の2005年に国立ギャンブル依存症対策審議会（NCPG）が、依存症などに対する政府の諮問・調査研究・具体の処理対応機関として設立された。また2008年には、国家依存症管理サービス（NAMS）が創設され、依存症治療及び研究を行う国立の医療機関として活動している。

【⑦カウンセリング・治療体制の充実を】

ギャンブル依存症に関する我が国のカウンセリング・治療体制は貧弱であると言っても過言ではない。IR開設に際し、多くの国民が懸念する依存症について、国や地方公共団体はIR法案の成立の可否に関わらず、公営ギャンブルやパチンコ等も含めた依存症に対する治療体制・研究機関の設置を早急に行うべきである。

また24時間・365日相談可能なカウンセリング施設（依存症患者からの相談に対応）を設置するほか、メディア、WEBサイト、学校などで、依存症防止に向けた一般向け教育の実施が必要である。さらに、カジノに関する広告については規制すべきである。

IV. IR事業者による依存症対策費の拠出

【⑧ギャンブル依存症対策費はIR運営企業が拠出を】

政府はカジノ免許を与える際、IR事業者に利益の一部をギャンブル依存症対策費として拠出することを義務付けるべきである。諸外国では、平均すると、カジノの収益（粗利）の1%程度が依存症対策に使われている。

諸外国では、Responsible GamingあるいはResponsible Gambling（責任ある賭博）という考え方が浸透している。ギャンブルが持つ否定的な側面を社会が認識し、この問題の是正を図るという考え方で、社会的弱者の保護、犯罪行為の抑制、プライバシーの尊重、ゲームにおける不正撲滅、安全な環境づくりなど顧客保護の側面を持つ。例えばシンガポール政府は、カジノ管理法において、Responsible Gamingに則った社員教育プログラムを作ることをIR事業者に義務付けた。海外のIR事業者からすれば、ギャンブル依存症対策を行うこと、ならびにそのための予算をあらかじめ利益から控除しておくことは常識に属する。日本への進出をもくろむIR事業者に説明する必要もないくらいである。

【参考】シンガポールの現状

シンガポールでは、依存症対策として各種対策を講じた結果、IR開業後も関わらず、依存症有病率が減少した。依存症は極小化することが可能であり、我が国においても、IR導入を機に上記のような対策を実施するべきである。



